

# 和歌山県立医科大学薬学部教授選考実施規程

制 定 令和3年4月1日和医大規程第31号

## (趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学教員選考規程（昭和47年1月25日和医大規程第1号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、和歌山県立医科大学の薬学部の教授（以下「教授」という。）の採用及び昇任に関する選考の方法等について定めるものとする。

## (教授候補者選考の時期)

第2条 規程第2条第1号に該当するときは、学長は、原則として当該年度の6月の教育研究審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、教授候補者（以下「候補者」という。）の選考を開始するものとする。

2 規程第2条第2号、第3号及び第4号に該当するときは、学長は、速やかに審議会に諮問し、候補者の選考を開始するものとする。

3 規程第2条の場合において、学長は、審議会の審議を経て、候補者の選考の必要がないと決定したときは、同条による選考は行わないことができる。

## (選考機関)

第3条 候補者の選考のため、審議会に薬学部教授選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、薬学部の専任の教授をもって組織する。

3 選考会議の議長は、薬学部長（以下「学部長」という。）とする。

4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

## (選考に係る基本方針)

第4条 候補者の選考にあたっては、あらかじめ候補者の選考に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

2 基本方針は、審議会の審議を経て、学長が策定する。

3 基本方針においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 選考に係る候補者の教育、研究及び臨床等に関する基本的な考え方

(2) 候補者に求める人物像

(3) その他の候補者の選考に関し必要な事項

## (選考委員会)

第5条 選考会議に、選考する教授ごとに教授候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くものとする。

2 選考委員会は、次の委員で構成する。

(1) 学部長

(2) 選考会議の構成員から選任された教授 5名

3 前項に規定する委員は、学長、副学長（医学部長、保健看護学部長、薬学部長及び附属病院長を除く。）及び学部長が協議の上、指名するものとする。

4 退職が予定される教授は、自己の担当する分野の候補者の選考委員になることができない。

5 候補者に推薦された者は、委員になることができない。

6 委員長は、学部長をもって充てる。

7 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

8 副委員長は、委員の互選により選出し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、選考委員会の協議に基づき、他の委員とともに選考に必要な資料等を作成するものとする。

10 選考委員会は、選考上、必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴取することができる。

11 委員長の許可を得た教員は、選考委員会に出席し傍聴することができる。

## (候補者の募集)

第6条 候補者は、原則として公募により、募集を行うものとする。

2 前項の公募に際しては、推薦者は推薦書を提出しなければならない。

3 選考委員会委員は、推薦者になることができない。

## (選考委員会における選考)

第7条 選考委員会は、応募のあった候補者について、規程によるほか、人物像、経歴、研究業績その他必要事項（以下「人物像等」という。）を調査の上、原則3名を選定し、選考会議に推薦するものとする。ただし、推薦する候補者人数について、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 候補者を選定するための選考委員会は、全委員の4分の3以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 3 選考委員会は、必要と認めた候補者には教育、研究及び臨床等に関する基本的な考え方について発表させるとともに、質疑応答の場を設けるものとする。
- 4 選考委員会は、選考経過等を適宜、選考会議に報告するものとする。
- 5 選考委員会は、候補者を選考会議に推薦する際は、選考理由等も併せて報告するものとする。  
(選考会議における選考)

第8条 選考会議は、選考委員会から推薦された候補者につき、審議の上、投票を行い、1名の候補者を選定する。ただし、選考委員会から推薦された候補者が1名の場合は、候補者としての適否について投票を行うものとする。

- 2 前項の投票を行うための選考会議は、その構成員4分の3以上の出席がなければ、成立しないものとする。
- 3 議長は、第1項の投票に加わるものとする。
- 4 後任を選考される教授は、当該後任の候補者の選考における第1項の投票に加わらないものとする。
- 5 第1項の投票は、単記無記名投票とし、不在者投票及び代理投票は認めない。
- 6 選考会議は、第1項の投票において投票総数（白票及び他事記載等を含まない。以下同じ。）の過半数を得た候補者を人物像等を付して審議会に候補者を推薦するものとする。
- 7 選考会議は、第1項本文の投票の結果、投票総数の過半数を得た候補者がないときは、多数得票の順位に従い、上位得票者2名について決選投票を行い、多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 8 前項の決選投票を行うにあたり、第1項本文の投票において得票第1位の候補者が1名で第2位の候補者が複数あるときは、第2位の候補者について投票を行い、多数を得た候補者を第2位とし、第1位の候補者及び第2位の候補者で決選投票を行い、多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。ただし、第2位を決める投票において得票第1位の候補者が複数あるときは、第1項本文の投票における第1位の候補者及び複数の第2候補者で決選投票を行い、最多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 9 第7項の決選投票を行うにあたり、第1項本文の投票において得票第1位の候補者が3名以上のときは、当該3名以上の候補者について決選投票を行い、最多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 10 第7項から第9項までの決選投票において得票第1位の候補者が複数あるときは、第1項本文の規定にかかわらず、当該複数の候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 11 第1項ただし書きの場合において、候補者が投票総数の過半数を得られないときは、選考会議は投票結果を付してその旨を審議会に報告するものとする。

(審議会の答申)

第9条 審議会は、前条第7項から第10項までの規定により選考会議によって推薦された候補者について、第4条の基本方針に基づき、審議し、その結果を学長に答申するものとする。

(候補者の決定)

第10条 学長は、審議会の答申を踏まえた上、候補者を決定するものとする。

- 2 学長は、候補者を決定した場合は、速やかに審議会へ報告するものとする。  
(就任の内諾)

第11条 学長は、前条の規定により決定した候補者に対し、速やかに就任の内諾を得るものとする。  
(再選考)

第12条 審議会は、次の各号に掲げる場合は、審議の上、選考委員会の存続又は解散を決定するものとする。

- (1) 第10条の規定により、候補者を決定できないとき。

- (2) 第8条第11項の報告を受けたとき。
  - (3) 前条の規定による内諾が得られないとき。
  - (4) その他やむを得ない事情により、候補者が就任できなくなったとき。
- 2 前項の規定による審議の結果、選考委員会の存続を決定した場合は、引き続き当該委員会に選考を付託するものとする。
- 3 第1項の規定による審議の結果、選考委員会の解散を決定した場合は、改めてこの規程の定めるところにより選考を行う。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、審議会において構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(雑則)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、審議会において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。